

那珂川町特別職報酬等審議会 第1回議事録

日時：平成21年11月27日（金） 11:00～12:15

場所：那珂川町役場2階第1会議室

委員出席者：9人（全員出席）

事務局出席者：町長、総務課長、人事担当係長、担当1人

次 第

1. 委嘱状交付

2. 町長あいさつ

3. 委員紹介

4. 会長及び副会長の選任

会長に高橋委員、副会長に新田委員が選任される。

5. 会長あいさつ

6. 町長より審議会に諮問

7. 議題

(1) 事務局より資料の提示及び説明

本町及び他自治体の特別職の報酬の状況、人事院勧告及び一般職の職員の給与改定の状況、本町の財政状況、及び福岡県町村特別職等の給料月額基準改定に関する答申について、事務局より説明する。

(2) 審議

委 員：福岡県町村特別職等の給料月額基準改定に関する答申は、マイナス1%の減額となっている。今後の検討資料として、△0.5%、△1%、△2%でそれぞれ減額した場合の資料を提示してほしい。

事務局：次回の審議会では資料を提出したい。

委員：来年度実施される国勢調査で人口が5万人を超えると、市制を施行することになる。市は特別職の報酬等が高いようだが、これらのことも加味して審議するのか。

事務局：市制を施行するにあたっては、必要となる要件を満たしても、準備や手続きで1年から2年程度かかる。このため、今のところは市制を意識することなく審議してよいと考える。ただ、市は町村よりも特別職の報酬額は高く設定されており、市制施行すれば報酬額も変動すると考えられる。

委員：近年、町の予算規模が縮小される傾向にあるようだが、予算に占める職員の給料の割合や、職員数はどうなっているか。職員の給与と民間企業の職員の給与の比較も必要ではないか。また、民間企業では職能給の考え方が取り入れられてきているが、役場職員の給与形態がどうなっているかも示してほしい。

事務局：一般職の給与は、人事院勧告に基づき改定を行っている。人件費の割合や職員数は、次回の審議会で資料を提示したい。

会長：本審議会は特別職の報酬額について審議することを目的としている。一般職の給与は参考として審議してほしい。

委員：現在町長、副町長、教育長の給料月額が平成22年3月まで10%削減されているが、その後はどうするのか。

事務局：平成22年4月以降については、町長は引き続き10%削減したいとの意向であるようだ。ただ、給与削減に関する条例が町議会で議決されなければ、確定というわけではないため、今の時点では未定である。

会長：給料の10%削減が引続くかどうかは、審議する上で大きなポイントである。これが決まらないと、審議しづらい。今回は、給料の10%削減は平成22年3月末を持って終了するという前提で、審議する。

会長：近隣自治体の特別職報酬等審議会の開催状況及び報酬額の改定状況はどうなっているか。

事務局：調査のうえ、次回審議会で資料を提出したい。